主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人杉村進、同相川汎の上告理由第一点及び第二点について。

所論衝突に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠により、是認できる。右 判断及びそれに至る過程に所論の違法は認められない。

論旨は、結局、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものであって、すべて採用できない。

同第三点について。

死者の労働可能年令期は、死者の年令、健康状態、職業その他諸般の事情を考慮 してこれを認定すべきところ、原判示諸般の事情からすれば、本件事故により死亡 した訴外Dの労働可能年令期を六八歳(平均寿命)と認定判断することも首肯でき ないことではないから、原判決に所論の違法はない。

論旨は採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 石
 坂
 修
 一

 裁判官
 五
 鬼
 上
 堅
 磐

 裁判官
 田
 中
 二
 郎